平成２７年（フ）第７９号
福島県岩瀬郡鏡石町本町199番地10　ヴィヴァーチェ藤の森103
債務者　宮田　澄子
1　決定年月日時　平成27年８月21日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年10月23日まで
福島地方裁判所郡山支部破産係

平成２７年（フ）第８２号
福島県須賀川市影沼町26番地　フランＢ101号
債務者　佐浦万由子
1　決定年月日時　平成27年８月21日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年10月23日まで
福島地方裁判所郡山支部破産係

平成２７年（フ）第５５４号
神戸市東灘区青木５丁目16番１号ファミリーライフ東灘101号
債務者　藤井　　岳
1　決定年月日時　平成27年８月19日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年10月23日まで
神戸地方裁判所第３民事部

平成２７年（フ）第９３３号
名古屋市中区新栄１丁目５番31号　レオパレスフラット新栄1913号、従前の住所名古屋市中区栄１丁目25番26号　ライオンズマンション栄第２　605号
債務者　弘中　　愛
1　決定年月日時　平成27年８月20日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年10月26日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２７年（フ）第１１１２号
名古屋市中川区中島新町２丁目801番地　県営中川住宅２棟212号
債務者　船附　宏二
1　決定年月日時　平成27年８月20日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年10月26日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２７年（フ）第１１１３号
名古屋市中川区中島新町２丁目801番地　県営中川住宅２棟212号
債務者　船附　和子
1　決定年月日時　平成27年８月20日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年10月26日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２７年（フ）第１１２５号
名古屋市名東区社が丘３丁目1301番地　パビリオン東山Ａ棟210号
債務者　渡邉　　綾
1　決定年月日時　平成27年８月20日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年10月26日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２７年（フ）第１１７６号
名古屋市中区正木２丁目３番32号　プレスイン正木５Ｄ号
債務者　後藤さくら
1　決定年月日時　平成27年８月20日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年10月26日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２７年（フ）第３８８号
北九州市小倉北区今町１丁目４番９―506号
債務者　小野　通明
1　決定年月日時　平成27年８月20日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年10月27日まで
福岡地方裁判所小倉支部第１民事部

平成２７年（フ）第４０６号
北九州市八幡西区桜ケ丘町８番３―24号
債務者　宮島　悦子
1　決定年月日時　平成27年８月20日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年10月27日まで
福岡地方裁判所小倉支部第１民事部

平成２７年（フ）第３９４号
熊本市南区南高江４丁目１番16―154号　野越団地
債務者　伊美　由子
1　決定年月日時　平成27年８月21日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年10月27日まで
熊本地方裁判所民事第１部破産再生係

平成２７年（フ）第１１９号
広島県府中市河佐町1094番地
債務者　土井　宏泰
1　決定年月日時　平成27年８月21日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年10月28日まで
広島地方裁判所福山支部再生・破産係

平成２７年（フ）第１２１号
広島県福山市東深津町７丁目11番８号
債務者　高橋　完治
1　決定年月日時　平成27年８月21日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年10月28日まで
広島地方裁判所福山支部再生・破産係

平成２７年（フ）第１２４号
広島県福山市木之庄町３丁目９番７号　ローズハイツＢ―６
債務者　松岡　直樹
1　決定年月日時　平成27年８月21日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年10月28日まで
広島地方裁判所福山支部再生・破産係

平成２７年（フ）第１３９号
青森市矢作１丁目21番15号　レジデンスイトウ101号
債務者　高橋　　潤
1　決定年月日時　平成27年８月21日午後１時30分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年10月30日まで
青森地方裁判所民事部破産係

平成２７年（フ）第１７１号
青森市大字岩渡字熊沢173番地
債務者　山内　直子
1　決定年月日時　平成27年８月21日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年10月30日まで
青森地方裁判所民事部破産係